



退職手当計算内訳書サンプル 説明付き  
(公立 花子さん 教諭・59歳 勸奨退職)

給料月額 資料p4

退職手当計算内訳書		公立 花子	
退職時の給与等	給料月額	教(1) 2級 140号俸	勤続年数 昭和63年4月1日 から 令和4年3月31日 まで 34年 0月
	給料(A)	417,900円	計(ア)
	教職調整額(B)	16,716円	除算年数 平成2年10月 から 育休 平成3年3月 まで 1/3 0年 2月
	給料の調整額(C)	0円	から まで 年 月
	計(D)	434,616円	から まで 年 月
合計(基本給月額)(E)	434,616円	から まで 年 月	計(イ) 0年 2.0月
		合計(ウ) = (ア) - (イ) 33年 10.0月(33年)	

勤続期間 資料p5~7

在職期間(ア) - 除算期間(イ)  
= 勤続期間(ウ)

※1年未満の端数月は  
切り捨てる

加算割合 資料p10,11

定年前早期(勸奨)退職者への  
特例加算制度

対象: 勤続25年以上かつ50歳以上  
退職時年齢に応じて加算

退職手当の計算内容 資料p3

「給料月額 × 支給割合 + 調整額」  
(※1) (※2)

※1 勸奨退職の場合は加算割合適用後の  
給料月額

※2 調整額 資料p12,13  
(1) 給料の級などに応じて区分を決定  
(2) 決定された区分の調整月額を60月分合計

定年前早期退職に係る特例の給料月額(F)	443,308.32円	(ウ)の算式	給料月額 定年年齢 年度末年齢 434,616 × {1 + (60 - 59) × 2/100}
----------------------	-------------	--------	--

退職手当適用条項	職員の退職手当に関する条例第 5条 第 1項 昭和 本則 年条例第 附則 号附則第 21項 昭和 年条例第 号附則第 項
----------	--

新条例等退職手当額の計算(G)	給料月額(EまたはF) 443,308.32円 × (ウ)の支給割合 45.32355 + 調整額 1,626,000円 = 退職手当額 21,718,306円
	・調整額 8号 60月 1,626,000円
	・調整額 号 月 円
	・調整額 号 月 円

経過措置	施行日前日額(H)	給料月額 支給割合 退職手当額 459,680.00円 × 23.226750 = 10,676,872円
	19.3.31 勤続年数	級号俸 給料 教職調整額 給料の調整額 早期退職特例給料月額 442,000円 17,680円 0円

決定額①	21,718,306円	
控除額	徴収税額	100,466円
	市町村民税	117,500円
	県民税	78,300円
	額計	296,266円
	給与に係る住民税 一括徴収税額	66,000円
	共済組合貸付償還金	1,015,337円
	共済組合掛金未納金	円
	円	
	円	
合計②	1,377,603円	
現金支給額①-②	20,340,703円	

調整額の調整

勤続4年以下の退職者: 合計額の1/2相当額とする  
自己都合退職者のうち,  
勤続年数が10年~24年: 合計額の1/2相当額とする

控除されるもの 資料p20

施行日前日額(H)が、新条例等退職手当額(G)より多い場合は、施行日前日額(H)を退職手当額とする  
(平成19年条例第15号附則第2項)

退職事由

(勸奨)  
(所属: 宮城県福利高等学校)

住民税納付先	退職所得控除額	仙台市
入市町村	一括住民税	仙台市

退職手当に関する税額計算書 (H25. 1. 1税改正)

氏名	公立 花子
所属	宮城県福利高等学校

〔控除額表〕 単位：万円

年数	控除額	年数	控除額	年数	控除額
1	80	16	640	31	1,570
2	80	17	680	32	1,640
3	120	18	720	33	1,710
4	160	19	760	34	1,780
5	200	20	800	35	1,850
6	240	21	870	36	1,920
7	280	22	940	37	1,990
8	320	23	1,010	38	2,060
9	360	24	1,080	39	2,130
10	400	25	1,150	40	2,200
11	440	26	1,220	41	2,270
12	480	27	1,290	42	2,340
13	520	28	1,360	43	2,410
14	560	29	1,430	44	2,480
15	600	30	1,500	45	2,550

退職手当額	21,718,306 円
在職年数(1年未満の端数は切上げ)	34 年
基準控除額(〔控除額表〕より)	17,800,000 円
退職手当額から基準控除額を除いた額	3,918,306 円
所得税・住民税課税対象額	1,959,000 円 (1,000円未満切捨)

※1 障害退職の場合は上記に100万円を加算  
組合専従期間は在職年数に含まれない

※2 勤続5年以下の場合 課税対象額=Aの額  
上記以外の場合 課税対象額=Aの額×1/2

<b>※所得税</b>	<b>100,466 円</b> (1円未満切捨)
195万円以下	課税対象額×0.05×1.021
195万円超～330万円以下	(課税対象額×0.10-97,500円)×1.021
330万円超～695万円以下	(課税対象額×0.20-427,500円)×1.021
695万円超～900万円以下	(課税対象額×0.23-636,000円)×1.021
900万円超～1,800万円以下	(課税対象額×0.33-1,536,000円)×1.021
1,800万円超	(課税対象額×0.40-2,796,000円)×1.021

※ 復興特別所得税(2.1%)を併せて徴収 (平成25年から令和19年まで)

住民税	市町村民税	県民税
計算式	(課税対象額×6%)	(課税対象額×4%)
税額	117,500 円 (100円未満切捨)	78,300 円 (100円未満切捨)
計	195,800 円	

<b>所得税・住民税額合計</b>	<b>296,266 円</b>
-------------------	------------------

申告書が未提出の場合の所得税の計算式 退職手当額×20.42%(円未満切捨)